

定 款

CBグループマネジメント株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社の商号は、CBグループマネジメント株式会社と称し、英文で
CB GROUP MANAGEMENT Co., Ltd
と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- ① 次に掲げる物品およびその原料の製造、加工輸出入ならびに売買に関する事業
 - (1) 油脂製品および合成洗剤
 - (2) 化粧品、染料および香料
 - (3) 医薬品、医薬部外品および医療用具
 - (4) 保健衛生用品および雑貨
 - (5) 紙および紙製品
 - (6) タオル、シーツその他の繊維製品
 - (7) 室内装飾品
 - (8) 酒類、罐詰、壜詰、およびその他の食品、飲料
 - (9) ペット用食品およびその他のペット用品類
 - (10) 医療機械および理化学機械
 - (11) 医療衛生用品
 - (12) 化学工業薬品
 - (13) 毒物および劇物
 - (14) 度量衡器および計量器
 - (15) 農薬
 - (16) 家庭用電気製品、家具、寝具、食器、陶磁器製品、什器、釣具
 - (17) スポーツ用品および玩具
 - (18) 書籍および文房具
 - (19) 衣料用品、介護用品、服飾品、履物用品、眼鏡用品、育児用品、園芸用品
 - (20) カバン、バッグ、刃物、カミソリ、カメラ、フィルム
- ② 貨物の運送ならびにその取扱に関する事業
- ③ 倉庫に関する事業
- ④ 物流センターの管理運営に関する事業
- ⑤ 一般および特定労働者派遣事業
- ⑥ 引越請負業
- ⑦ 経営コンサルタント業務
- ⑧ 物流情報システムの開発およびその管理運営に関する事業
- ⑨ 不動産および駐車場の賃貸ならびに管理に関する事業
- ⑩ 損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する事業
- ⑪ 次に掲げるホテル経営に関する事業
 - (1) 内外の賓客の宿泊、貸席および食堂ならびに宴会等のホテル営業
 - (2) ホテル営業に附帯する酒類、煙草の小売販売
 - (3) 旅行代理店ならびに両替業
- ⑫ 前各号に附帯または関連する一切の事業

2. 当会社は、前項各号に定める事業およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査等委員会
- ③ 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、9,800,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

2. 前項の請求があった場合において、当会社が売り渡す株式を有していないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱およびその手数料については、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要なつど招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めるところにより他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。

(議決権の代理行使)

第17条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を行使することのできる株主1名であることを要する。

2. 前項の場合、株主または代理人は株主総会毎にあらかじめ代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議 事 錄)

第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、これを当会社に保存する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、20名以内とする。

2. 監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2. 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠または増員により選任された監査等委員でない取締役の任期は、他の現任取締役の任期の終了する時までとする。
4. 任期前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができます。

(取締役相談役および顧問)

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から相談役および顧問各若干名を選定することができる。

(取締役会の権限)

第24条 取締役会は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決議し、取締役の職務の執行を監督する。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めるところにより他の取締役がこれに当る。

(取締役会の招集手続)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役会の決議によって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名をして、これを当会社に保存する。

2. 前条第2項の決議があつたとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、これを当会社に保存する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

2. 当会社は、非業務執行取締役との間で、当該非業務執行取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、責任を限定する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第33条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任につき、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満3か年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には、利息をつけない。

附 則

- 第1条 当会社は、第67期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。ただし、各監査等委員の同意を要するものとする。
- 第2条 当会社は、第67期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役であった者の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 第3条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考資料等のインターネット開示およびみなし提供）はなお効力を有する。
- 3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。